

# 小諸市立東小学校いじめ防止基本方針

いじめ防止対策推進法第13条に基づき、本校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定める。

## いじめの定義（いじめ防止対策推進法第2条）

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している当該児童等との一定の人間関係にある他の児童が行なう心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行なわれるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

## 1 いじめ防止等の基本的な考え方

### （1）いじめに対する基本認識

いじめはいじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがあるものであり、人として決して許されない行為であるという、いじめに対する認識を全職員で共有する。いじめ防止対策推進法第4条では、「児童等は、いじめを行なってはならない。」（いじめの防止）と規定されている。

そして、「いじめは、どの学校・学級でも起こりうるものであり、いじめ問題に全く無関係ですむ児童等はいない」という共通認識に立ち、児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行なわれなくするため、いじめ防止対策推進法第8条に基づき、いじめの未然防止・早期発見・早期対応に取り組む。

### （2）学校及び教職員の責務（いじめ防止対策推進法第8条）

学校及び教職員は、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの未然防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速に対処する責任を有する。

## 2 いじめ防止等の対策のための組織

いじめ防止等に関する措置を実効的に行なうため、校長、教頭、生徒指導主任、学年主任、養護教諭、当該児童学級担任、学校生活支援員等による「いじめ防止対策委員会」を設置して、同委員会を定期的に開催し、本方針に基づく取組の実行、進捗状況の確認、定期的検証等を行なう。また、いじめ等が発見された場合は臨時に同委員会を開催し、早期対応にあたる。

## 3 いじめの未然防止の取組

### （1）追究する楽しさと学び合う喜びを実感できる授業づくり（学校づくりの重点1）

- ・子どもを主人公にした授業づくり、豊かな学び合いを生み出す授業づくりを行なう。
- ・「授業がもっとよくなる3観点」を大切にされた授業、授業のユニバーサルデザイン化を行なう。
- ・「学習の約束」等授業中のルールを明確にした規律のある学習環境づくりを行なう。

### （2）人間関係力と自己肯定感を高める学級づくり（学校づくりの重点2）

- ・いじめや差別を自分の問題としてとらえ、よりよい生き方をめざす人権教育の充実を図る。
- ・QUの結果を生かして共感的な児童理解と温かな学級づくりを行なう。
- ・学年会・連学年会の充実を図り、配慮を要する児童へのチーム支援を行なう。
- ・児童間のささいなトラブルは人間関係づくりをする機会ととらえ、相手との関係を自らつくる力を高める。

### （3）道徳教育・人権教育の充実

- ・「いじめを行なってはならない」「いじめは決して許されない」「いじめられてよい子は一人もない」という認識を児童が持てるように、全教育活動を通して道徳教育を行なう。

- ・「いじめはなぜいけないのか」を事例を通して構造的に学ばせる。
  - ・年2回、人権教育週間（なかよし週間）を実施し、人権感覚を高める取組を行なう。
- (4) インターネットを通して行なわれるいじめに対する対策**
- ・児童のインターネットや LINE 等の使用状況等の把握に努め、児童及び保護者に対する情報モラル教育を行なう。

#### 4 いじめの早期発見のための取組

##### (1) アンケート調査の実施

いじめを早期に発見するために、毎学期に1回、児童に対するアンケート調査を行なう。

##### (2) Q Uの実施

全学級で年2回、Q Uを実施し、学級の状況と児童個々の学校生活満足度を把握する。

##### (3) 教育相談の実施

定期的な教育相談機関を設けて、全児童を対象とした教育相談を実施する。

##### (4) 日記や連絡帳の活用

日記や連絡帳を活用して、児童及び保護者との連絡を密にし、信頼関係を構築する。

##### (5) いじめ防止に関する研修の実施

いじめ防止に関する校内研修を実施し、日々の児童のとらえ等、いじめ防止に関する教職員の資質向上を図る。

##### (6) 相談窓口の周知の徹底

保健室（養護教諭）を相談窓口とし、児童や保護者への周知を図る。また、保護者の相談窓口は、校長、教頭、養護教諭とする。

#### 5 いじめに対する早期対応

- (1) 教職員は、いじめに関する相談を受けた場合、またはいじめと思われる行為を見つけた場合には、速やかに校長、教頭に報告する。
- (2) 校長は、速やかに「いじめ防止対策委員会」を開催し、いじめの事実の有無の確認を行なうための措置を講じ、その結果を教育委員会に報告する。
- (3) いじめが確認された場合は、いじめをやめさせその再発を防止するため、いじめ防止対策委員会が中心となって対応を協議し、いじめを受けた児童・保護者に対する支援と、いじめを行なった児童に対する指導とその保護者に対する助言を継続的に行なう。
- (4) 校長は、必要があると認めるときには、いじめを行なった児童について、いじめを受けた児童が使用する教室以外の場所で学習を行なわせる等、いじめられた児童が安心して教育を受けるために必要な措置を講ずる。
- (5) 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、警察と連携して対処する。児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがあるときには、直ちに警察署に通報し、適切に援助を求める。

#### 6 重大事態への対応

##### (1) 重大事態の定義

- ①いじめにより、児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。  
(児童が自殺を企図した場合等)
- ②いじめにより児童が相当の期間（年間30日を目安とする）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められるとき。
- ③児童や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申立てがあったとき。

##### (2) 重大事態への対応

- ①学校は、重大事態が発生した場合、教育委員会へ事態発生について報告する。
- ②教育委員会の判断により学校が主体となって事態の調査にあたる場合には、学校の下に調査組織を設置し、事実関係を明確にするための調査を実施する。教育委員会が調査主体となる場合には、資料提供など、調査に協力する。
- ③いじめを受けた児童及びその保護者に対して、適切に情報を提供する。
- ④調査結果を教育委員会に報告し、調査結果を踏まえた適切な措置をとる。